

事業概要・目的

- 規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域においては規制の特例措置の活用を通じて地域の活性化に取り組んでいただくことを目的として、平成14年度に創設。
- 特例措置数：56件、認定計画数：449件（令和5年1月5日現在）

申請・認定の流れ

- 原則年3回の申請受付（5・9・1月）
- 申請内容について審査、関係省庁の同意を経て認定
- 認定に関する相談等は随時可能

特例措置の活用ベスト3

①特定農業者による特定酒類の製造事業[どぶろく特区]

農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例

②特産酒類の製造事業[ワイン特区]

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例

③公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ※3歳以上は平成22年6月全国展開

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

令和4年法改正により追加された特例措置

①職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

②国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化

革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる

構造改革特区HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/index.html>

お問合せ・連絡先

電話番号(直通)：03-5510-2466 メール：toc@cao.go.jp